

利益の処分に 関する書類

(令和8年8月31日)

単位：円

I	当	期	未	処	分	利	益	
	当	期	総	利	益			15,895,472
II	利	益	処	分	額			15,895,472
	積	立	金					15,895,472

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構公告

学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規則の一部改正に関する公示

学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規則（平成16年規則第30号）の一部を令和8年9月18日付で改正したので、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第2項の規定に基づき下記のとおり公示する。

令和8年10月27日
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 服部 泰直
記

学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規則（平成16年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第5条中「書類等」の次に「一式」を加える。

同条の表に掲げる修士の項第2欄口中「1部（ただし、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録したものとする。）」を削る。

同条の表に掲げる修士の項第2欄ハを削る。

同条の表に掲げる修士の項第2欄二中「1部」を削り、二からへまでをハからホまでとする。

同条の表に掲げる修士の項第2欄トを削る。

同条の表に掲げる博士の項第2欄口中「1部（ただし、電磁的方法により記録したものとする。）」を削る。

同条の表に掲げる博士の項第2欄ハを削る。

同条の表に掲げる博士の項第2欄二中「1部」を削る。

同条の表に掲げる博士の項第2欄ホ中「1部」を削り、二からへまでをハからホまでとする。

同条の表に掲げる博士の項第2欄トを削る。

第5条第3項中「第1項の表第2欄」の前に「別記様式第1号による学位授与申請書及び」を加える。[より提出する電磁的方法による記録に係る記録媒体の仕様]を「定める書類等は、教育施設の長の発行する課程の修了証明書及び単位修得証明書を除き、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録したものとする。電磁的方法による記録の提出方法」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 前条の規定にかかわらず、申請者の申出に基づき特別な事情があると認めるときは、別に定める範囲内において審査期間を延長することができる。

第13条第4項中「は、電磁的方法による記録に係る記録媒体により機構へ提出するものとする。」を「の機構への」に改める。「方法」の前の「の」を削る。

附 則（令和8年9月18日）

この規則は令和8年9月18日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）3を削る。

同様式4中「1部」を削る。

同様式5中「1部」を削る。

同様式6中「1部」を削り、4から6までを3から5に改める。

同様式7を削る。

同様式枠外（備考）中「7」を「5」に改める。

別記様式第2号（第5条関係）論文3中「冊数」を「篇」に改める。

行旅死亡人

本籍・住所・生年月日不詳、年齢70～80歳位、男性、所持金品等は鍵束1束（鍵2本付き）、カラビナ1個（ストラップ付き）、キャップ帽1個

上記の者は、令和8年5月15日午前8時20分頃、寝屋川市楠根南町21番1号（寝屋川市立楠根小学校）から南東方向へ約45mの用水路内において、首を吊っている死亡者が発見されました。遺体は検視後火葬に付し、遺骨は当市で保管しています。心当たりの方は、当市福祉事務所まで申し出て下さい。

令和8年10月27日
大阪府 寝屋川市長 広瀬 慶輔

行旅死亡人

本籍：大阪府門真市栄町8、住所：大阪府門真市上野口町2ー22、氏名：八十原良浩、生年月日：昭和40年3月29日（年齢61歳）、性別：男性

上記の者は、令和8年7月31日、奈良県吉野郡十津川村大字玉置川地内の玉置神社参道の途中「二の鳥居」崖下約50メートル地点において死亡しているのが発見されました。

身元は判明したものの、引き取り手がないため、遺体は火葬に付し、遺骨は当村の無縁墓地に埋葬いたしました。

お心当たりのある方は、当村福祉事務所まで申し出て下さい。

令和8年10月27日
奈良県 十津川村長 玉置 広之

会社その他の公告

解散公告

当団体は、令和八年十月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日
札幌市北区北二十三条西五丁目二番一〇一六〇五号
有限会社中田雅久
清算人 中田 雅久

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日
仙台市太白区西多賀四丁目二〇番二八号
有限会社管工サービス
清算人 佐藤 孝治

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日
秋田県大仙市太田町三本扇字狐柳七六番地
一 有限会社田口電気店
清算人 田口 忠昭

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日
山形県鶴岡市関根字橋下三七番地
合同会社REN AUTO SERVICE
C B 清算人 吉野 蓮

解散公告

当団体は、令和八年三月二十九日開催の定期総会の決議により解散いたしましたので、当団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日
福島県日河市旗宿金堀四六
認可地縁団体旗宿グリーンコミュニティ
代表清算人 鈴木 直也